

## 新潟市G20サミット開催推進本部設置要綱

### (設 置)

第1条 2019年に本市で開催されるG20新潟農業大臣会合(以下「農業大臣会合」という。)の円滑な実施を図るため、新潟市に開催推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部は、農業大臣会合に関し、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総務・広報に関すること。
- (2) 危機管理に関すること。
- (3) 機運醸成・魅力発信に関すること。
- (4) 環境整備に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認めること。

### (組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は地域・魅力創造部を所管する副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てることとし、必要に応じて追加することができる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会 議)

第5条 本部の会議は本部長が必要と認めたときに招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または意見を聴取することができる。

### (ワーキングチーム)

第6条 第2条に掲げる具体的事項について協議し、検討するため本部にワーキングチームを置くものとする。

- 2 ワーキングチームについては、別表第2に掲げる職にある者をもって充てることとし、必要に応じて追加することができる。

### (庶 務)

第7条 本部の庶務は、地域・魅力創造部2019年G20サミット推進課で処理する。

### (委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

### (施行日)

この要綱は、平成30年4月5日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

地域・魅力創造部長	経済部長	江南区長
市民生活部長	農林水産部長	秋葉区長
危機管理監	都市政策部長	南区長
文化スポーツ部長	土木部長	西区長
観光・国際交流部長	下水道部長	西蒲区長
国際・広域観光担当部長	総務部長	消防局長
環境部長	北区長	教育委員会教育次長
こども未来部長	東区長	水道局経営企画部長
保健衛生部長	中央区長	市民病院事務局長

別表第2（第6条関係）

地域・魅力創造部 広報課長	都市政策部 まちづくり推進課長
地域・魅力創造部	都市政策部 港湾空港課長
2019年開港150周年推進課長	土木部 土木総務課長
地域・魅力創造部 東京事務所副所長	土木部 道路計画課長
市民生活部 市民生活課長	土木部 公園水辺課長
危機管理防災局 防災課長	下水道部 下水道計画課長
危機管理防災局 危機対策課長	総務部 総務課長
文化スポーツ部 文化政策課長	総務部 人事課長
文化スポーツ部 歴史文化課長	北区 地域総務課長
観光・国際交流部 観光政策課長	東区 総務課長
観光・国際交流部 国際・広域観光課長	中央区 総務課長
観光・国際交流部 国際課長	江南区 地域総務課長
観光・国際交流部 参事	秋葉区 地域総務課長
((公財)新潟観光コンベンション協会事務局長)	南区 地域総務課長
環境部 廃棄物対策課長	西区 総務課長
こども未来部 保育課長	西蒲区 地域総務課長
保健衛生部 地域医療推進課長	消防局 警防課長
保健衛生部 保健所食の安全推進課長	消防局 救急課長
保健衛生部 保健所環境衛生課長	教育委員会事務局 保健給食課長
経済部 産業政策課長	教育委員会事務局 学校支援課長
経済部 商業振興課長	水道局 計画整備課長
経済部 企業立地課長	市民病院 管理課長
農林水産部 農林政策課長	
農林水産部 農村整備・水産課長	
農林水産部 ニューフードバレー特区課長	
農林水産部 食と花の推進課長	